

令和4年度職員団体との交渉結果

(技能労務職の給与制度の見直しに係る継続交渉第3回 (県職員労働組合現業評議会))

1 交渉団体

県職員労働組合現業評議会

2 出席者

[当局] 人事課長、人事課副課長、職員課長、職員課副課長他 (8名)

[職員団体] 県職員労働組合現業評議会議長、副議長、事務局長他 (14名)

3 交渉日時及び場所

令和4年8月10日(水) 14:30~15:22 職員会館1階ホール

4 内容

技能労務職給料表の適用を受ける職員の給与制度見直しについて、当局から再検討案を説明した後、協議を行った。

5 交渉概要

(1) 当局説明

①制度見直しの概要

令和5年4月1日より、国行(二)準拠の給料表を導入するとともに、運用を見直す。

項目	見直し後
給料表	国家公務員行政職俸給表(二)準拠 [5級制、最高号給5-69(358,400円)]
職種区分	廃止
初任給	147,900円に統一(国行(二)技能職員高卒初任給) ※修学年数調整、経験年数換算による加算あり
級の格付 号給決定	級別標準職務表、昇格時号給対応表の導入 (主任技師、技師発令の廃止)
昇給停止	57歳
役職加算	4級以上に5%
退職手当調整額	3級:21,700円(行政職4級相当) 4級:27,100円(行政職5級相当) 5級:32,500円(行政職6級相当)

②現職者に適用する特例措置

現行の給与水準に配慮し、新給料表への移行に伴い特例措置を講じる。

項目	特例措置
級の格付 号給決定	R5.3.31の給料月額を新給料表の号給額と比較し、直近下位（同額）の級・号給に決定
現給保障期間	新たに決定した号給額が現給を下回る場合は、現給保障を3年間実施
役職加算	4級以上に5%（新たな格付に基づく取扱い）
退職手当	<p>定年引上げに伴う退職手当計算方法の特例に、現給のピーク時特例を加算</p>
定年引上げ後の7割措置の基礎額	現給保障が7割措置適用年齢まで継続する場合、現給保障額を基礎に7割措置を適用
再任用職員の処遇	一律再任用4級に格付け（現行と同水準）

(2) 協議

	職員団体主張	当局回答
制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 現給保障期間内に定年を迎えない場合、在職中の給料月額が下がり、定年引上げ後の7割措置の基礎額に直接影響する。 大半の職員の生涯賃金が下がり、職員の生活も考えた制度設計とは言いがたい。見直しはすべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現給保障期間終了後に定年を迎える場合、現在の適用号給が国行(二)5級の最高号給を超える職員は給与が下がるが、国行(二)の最高水準の給与は支給される。 本県の給与水準が国・他府県・民間と比較して相当程度高いという事実がある以上、その大きな要因である給料表の構造の見直しは必須。

<p>現給保障 期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の見直しによる影響は、給与制度の総合的見直しの際よりも大きい。総合的見直しの時でも現給保障は5年間だったのに、今回の見直しの現給保障が3年間というのは短すぎる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与制度の総合的見直しの際は、行財政構造改革による給与抑制措置も継続実施していたことを踏まえ、現給保障期間を国よりも長く設定したが、今回はそのような状況になく、国の給与制度に準じた見直しを行うことを考慮し、国の直近の制度見直しである給与制度総合的見直しの際と同じ3年という期限を設けさせていただきたい。
<p>最高号給</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国行(二)の最高号給額は、現在の本県の給料表の最高号給額より低い。この給料表の適用を受けると、多くの職員が頭打ちとなって、定期昇給はもちろん、勤務成績が優秀な職員の昇給の余地すらなくなる。 ・中堅職員も昇給停止年齢前に頭打ちとなることも想定され、業務に対するモチベーションを下げってしまうのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国準抛の給料表とする以上、最高号給額のラインは非常に重要な要素。昇給機会の確保のためにそのラインを超えることは困難。
<p>総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給与水準の引下げは平成20年度に一度行っており、二度の引下げは他府県でも例がない。 ・採用停止の中で頑張っている職員に対して、将来にわたりモチベーションを保ち続けられるよう、現給保障ではなく昇給可能となるよう給料表の工夫を再度検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への公表と説明責任を果たせるよう、対外的に説明可能であることを前提に検討を重ねた結果として、精一杯の提案を行った。 ・難しい検討になることが予想されるが、さらに出来ることがないか、今一度上層部と協議し検討する。